

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（334））
2. 日時：平成29年9月8日 13時30分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（システム安全研究部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 内部火災影響評価において、事象の重量に対する考え方を整理して提示すること。
  - 現場のケーブルが異常発生防止系（PS）と異常影響緩和系（MS）で分離されているか等を確認し、制御盤の火災が内部火災影響評価において最も厳しい想定とする根拠を整理して提示すること。
  - 中央制御室の制御盤の機能喪失を想定しても、他の制御盤、現場操作等により原子炉の高温停止及び低温停止が達成できるか整理して提示すること。
  - 電気室に設置する1時間耐火障壁の高さについて、ケーブルトレイとの高さ関係が分かるように整理して提示すること。
  - 火災区画の考え方について整理するよう審査会合において指摘したにも関わらず、系統分離の設計上の区画と火災影響評価上の区画の関係が明確になっていない。火災区画の考え方が「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に

沿っているか整理して提示すること。

- 中央制御室の排煙設備について、中央制御室に対する設置許可基準規則上の要求事項等へ適合させる対応を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（コメント回答補足資料）
- ・ 東海第二発電所における内部火災影響評価について
- ・ 東海第二発電所の火災区域特性表の例
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）